

# ○一関工業高等専門学校図書館専門部会規則

(平成18年5月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校メディアセンター規則第13条の規定に基づき、本校図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 図書館は、校長の命を受けて、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 図書館の管理運営に関すること
- 二 図書の購入に関すること
- 三 研究紀要に関すること
- 四 その他図書館に関すること

(図書館長)

第3条 図書館に図書館長を置き、教授又は准教授をもって充て、校長が任命する。

- 2 図書館長は、校長の命を受け図書館に関することを掌理する。
- 3 図書館長の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第4条 図書館の管理運営に関し、図書館専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(組織)

第5条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 図書館長
- 二 校長が指名する教員5名
- 三 総務課長

(任期)

第6条 前条第二号及び第三号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 部会長は部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、部会長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 部会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことがで

きる。

(報告)

第9条 部会長は、部会の審議の結果を校長に報告する。

(事務)

第10条 部会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 一関工業高等専門学校図書館規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 一関工業高等専門学校研究紀要委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。